

令和7年度 守口市特別会計国民健康保険事業予算

令和7年度守口市特別会計国民健康保険事業予算

令和7年度守口市の特別会計国民健康保険事業の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ14,223,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、6,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和7年2月19日提出

守口市長 瀬野 憲一

第1表 歳入歳出予算

歳 入		(単位：千円)	
款	項	金	額
1 国民健康保険料			2, 6 2 9, 6 4 7
	1 国民健康保険料		2, 6 2 9, 6 4 7
2 一部負担金			1
	1 一部負担金		1
3 使用料及び手数料			1, 1 9 0
	1 手数料		1, 1 9 0
4 府支出金			9, 8 8 0, 4 6 1
	1 府補助金		9, 8 8 0, 4 6 1
5 財産収入			6, 9 3 7
	1 財産運用収入		6, 9 3 7
6 繰入金			1, 6 4 6, 1 0 1
	1 繰入金		1, 6 4 6, 1 0 1
7 諸収入			5 8, 6 6 3
	1 延滞金、加算金及び過料		4 5, 0 2 9
	2 市預金利子		1
	3 雑入		1 3, 6 3 3
歳 入	合 計		1 4, 2 2 3, 0 0 0

歳 出 (単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		3 3 6, 7 3 5
	1 総務管理費	3 2 7, 2 1 2
	2 徴収費	9, 0 9 4
	3 運営協議会費	4 2 9
2 保険給付費		9, 6 8 3, 7 8 5
	1 療養諸費	8, 2 7 4, 4 0 7
	2 高額療養諸費	1, 3 1 0, 6 6 0
	3 移送費	5 0
	4 出産育児諸費	6 4, 5 2 8
	5 葬祭諸費	1 1, 2 0 0
	6 任意給付費	2 2, 9 4 0
3 国民健康保険事業費納付金		3, 9 7 8, 4 1 0
	1 医療給付費分	2, 8 1 6, 9 3 7
	2 後期高齢者支援金等分	8 4 2, 8 6 7
	3 介護納付金分	3 1 8, 6 0 6
4 保健事業費		1 7 6, 5 1 1
	1 特定健康診査等事業費	7 5, 9 9 6
	2 保健事業費	1 0 0, 5 1 5
5 基金積立金		6, 9 3 7
	1 基金積立金	6, 9 3 7
6 公債費		1, 0 0 0
	1 公債費	1, 0 0 0
7 諸支出金		3 6, 6 2 2
	1 償還金及び還付加算金	3 6, 6 2 2
8 予備費		3, 0 0 0
	1 予備費	3, 0 0 0
歳 出 合 計		1 4, 2 2 3, 0 0 0

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
国民健康保険システム改修業務委託事業	令和8年度まで	20,262 千円